

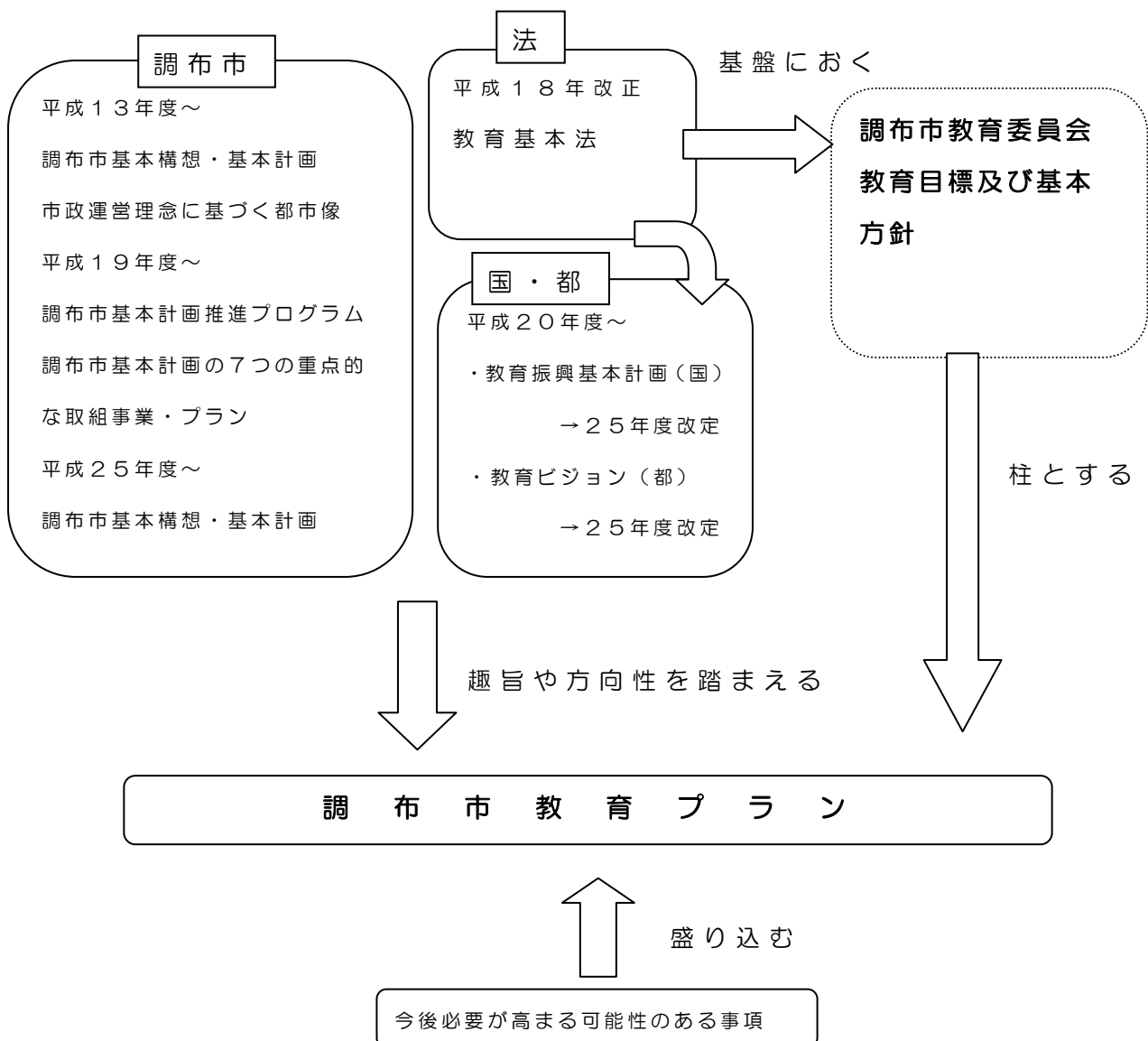
## 調布市教育委員会教育プラン（H27年度～）の改定について

## 1 教育プラン＝教育振興基本計画について

教育振興基本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。（文科省HP）

同法第17条第2項では「前項の計画（国の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、調布市教育プランはこの規定に基づき策定した市の教育振興基本計画である。（都内26市中、21市が策定）

現在のく調布市教育プランと各計画の関係＞



## 2 現行の調布市教育プランについて

### (1) 第1期プラン（平成22年3月策定）

調布市の実情に応じた教育理念の実現に向けて、今後の10年間を通じて目指すべき姿を明らかにするとともに、これからの5年間に取り組むべき施策を総合的、計画的に推進するためのプラン。

◎計画期間 平成22年度を初年度とする10年間として、施策の実現に向けた主要事業計画を5年間にわたり明示し、その成果を評価しながら教育も苦行の達成状況を把握していく。

◎構成 教育目標・基本方針を実現するための24施策・134主要事業

### (2) 第1期プラン時点修正（平成25年3月）

市の新たな基本構想・基本計画（平成25年度～）の策定との整合を図るため、主要事業の分類の整理（推進P→計画事業など）を実施したほか、新たな主要事業の追加を行った。

◎構成 教育目標・基本方針を実現するための24施策・138主要事業

◎時点修正でプランに加えた主要事業

- ① アレルギー疾患等への事故防止に対する取組（学務課）
- ② 郷土の歴史・文化を核とした展示・普及事業の推進（郷土博物館）
- ③ 国登録文化財真木家住宅の保存・活用（郷土博物館）
- ④ 防災教育の日の制定（教育総務課）

### (3) 教育プランの課題

ア 進行管理する事業数が多い

教育目標を実現するプランとして、施策や事業の成果を評価しながら、達成状況を把握していくために、毎年度、施策や主要事業を点検・評価することで進行管理しているが、都内26市の中で、施策・事業数が、24施策・138事業と6番目に多い。 【26市点検評価調査結果】

点検評価対象 事業数	該当 市数	該当市名（対象事業数）
200以上	1市	福生市（229）
100～199	8市	羽村市（193）、青梅市（169）、あきる野市（150）、東久留米市（140）、 <u>調布市（138）</u> 、西東京市（137）、東村山市（132）、東大和市（109）

50～99	3市	小金井市（68）、国分寺市（63）、日野市（51）
49以下	14市	府中市（48）、小平市（48）、清瀬市（47）、八王子市（40）、武蔵村山市（36）、町田市（30）、武蔵野市（27）、立川市（26）、昭島市（21）、国立市（21）、三鷹市（20）、狛江市（19）、多摩市（10）、稲城市（10）

イ 138の事業に主要事業以外も含まれる

教育プラン策定検討時に、平成20年度の調布市基本計画に掲げる所管課別事務事業（教育部関連134事業）を基本に、教育プランの主要事業を決定した経過もあり、1つの施策に対して主要事業が13あるものもある。中には、主要事業と言いきれない事務事業も含まれる。

ウ 点検評価の有識者の意見から

有識者からは、24施策138事業の点検・評価について、事業数の多さや事業の性質が幅広いことなどから、事業のねらいや目標設定の仕方も統一感がなく、点検・評価が次年度以降の事業の改善に生かされているか懸念した上で、「評価のための評価にならないための在り方を模索する必要がある」と意見をいただいている。

**3 国や都の教育振興基本計画の状況**

(1) 国の教育振興基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料2**

第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

（対象期間：平成25年度～平成29年度） **5力年計画**

(2) 東京都の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料3**

第3次東京都教育ビジョン（平成25年4月策定）

（対象期間：平成25年度～平成29年度） **5力年計画**

・中長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示す。

**4 市の基本計画の状況**

調布市基本計画（平成25年度～平成34年度） **10力年計画**

・平成26年度は、平成27年度以降の計画を時点修正する予定

・調布市基本計画の修正方針・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料4**

## 5 教育プラン改定について

### (1) 改定の方針

ア 教育目標と基本方針は、平成22年の教育プラン策定以降も、毎年にならって確認・見直しをしており、基本的に変えない。

イ プランの計画期間は、これまでの期間（平成22年度から平成31年度まで）から、調布市基本計画に合わせ、平成27年度から平成34年度までの8年間とし、今回前期の4年間（平成27年度から平成30年度）の施策事業を再編成するものとする。

#### ◎これまでの計画期間

年度	平成	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
教育プラン		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
施策・事業		■	■	■	■	■								
市基本計画					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

#### ◎今後の計画期間

年度	平成	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
教育プラン							■	■	■	■	■	■	■	■
施策・事業							■	■	■	■				
市基本計画					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

ウ 調布市基本計画の時点修正を踏まえ、市の基本計画と教育プランとの関係を整理し、教育プランの位置づけを明確にする。

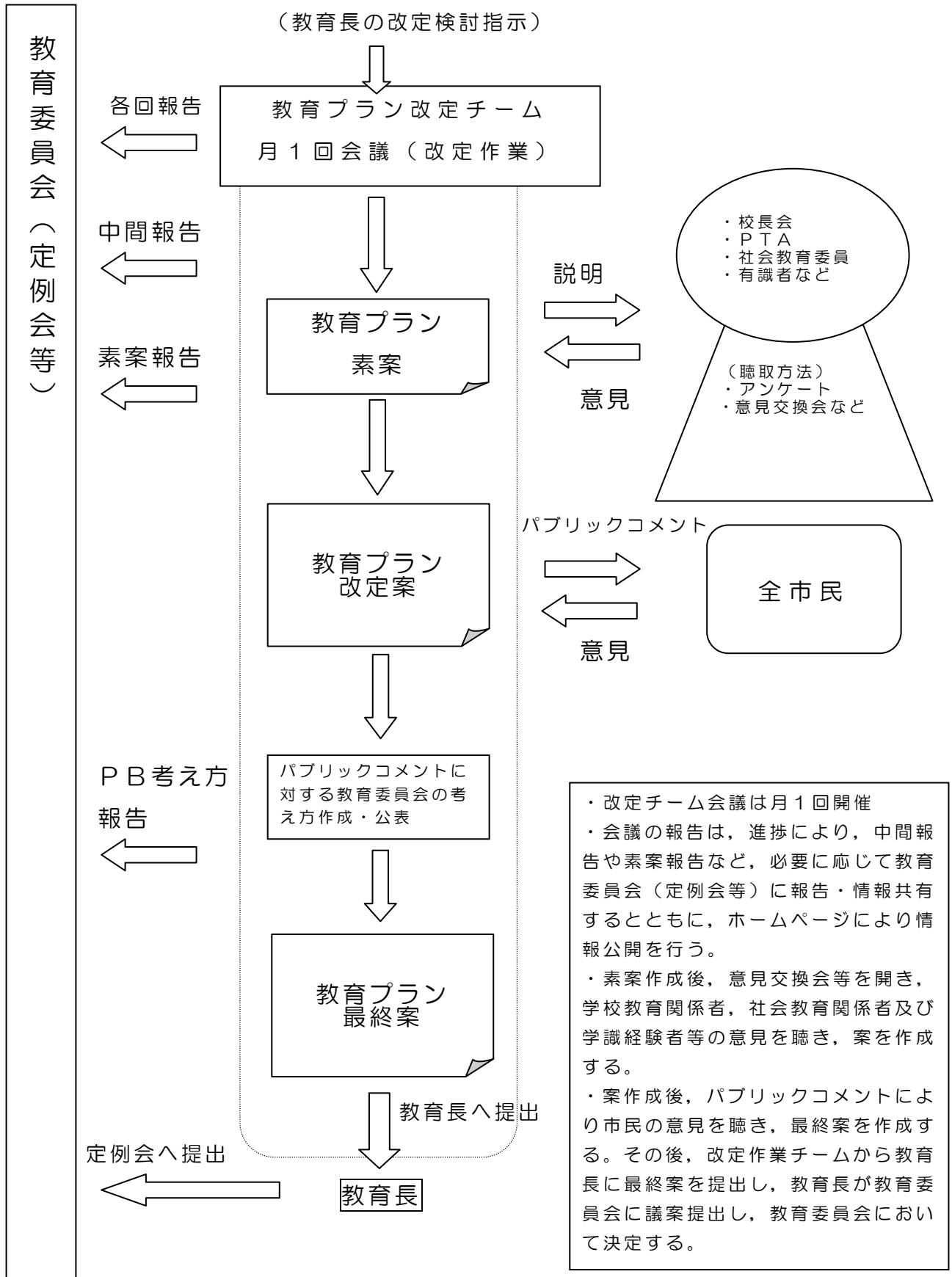
エ 教育プランに定める施策や事業については、これまでもプランに位置づけ継続して取り組んでいるが、適切に進行管理していくことも考慮して、施策体系の再編と主要事業の厳選を行う。

オ 国や都の教育振興基本計画は、平成25年度以降に改定されており、改めて参酌する。

## 6 教育プランの改定体制

・教育長は、「調布市教育プラン改定チーム」を組織し、事務局職員がこれまでの点検評価を踏まえ、現行プランの振り返り、改定作業を進めるよう指示する。チームのメンバーは別途教育長が定める。

【改定作業の体制と流れ】



## 7 策定スケジュール

4月25日 教育委員会定例会

報告事項「第2次調布市教育委員会教育プランの策定について」

5月 第1回会議（現行プランの到達度確認，国・都の計画の参酌，市の基本計画との関係整理）

6月 第2回会議（改定プランの体系の検討）

7月 第3回会議（改定プランの施策の検討）

8月 第4回会議（改定プランの主要事業の検討）

9月 第5回会議（素案のとりまとめ）

◎教育委員会定例会（素案報告）

10月 学校教育関係者（校長会・PTA）  
社会教育関係者（社会教育委員等）  
有識者（点検・評価）

} 意見交換会  
又は  
アンケート等により意見聴取

11月 11月初旬～下旬 パブリックコメントにより意見聴取

12月 パブリックコメントに対する回答作成～最終案とりまとめ

◎教育委員会定例会（パブリックコメント回答案報告）

1月 第6回会議（最終案とりまとめ）

→教育長へ最終案提出，教育長から教育委員会へ議案提出

◎教育委員会定例会（最終案提出）議決＝策定

※スケジュールは進捗状況により，必要に応じて変更する場合がある。